

保護者の皆様へ

沖縄県立真和志高等学校
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症第5類移行に伴う学校における対応について

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日より第5類へ移行となりました。

学校においては、下記のとおり感染症への対応の見直しが行われます。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

1. 新型コロナウイルス感染症が確認された場合の出席停止期間

「発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで」

- 1) 発症日を0日とします。
- 2) 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること
- 3) 「症状が軽快した後1日を経過」については、症状が軽快した日の翌日から数えること
- 4) 出席停止解除後、発症から10日を経過するまではマスクの着用を推奨します。

2. 校内における感染対策

- 1) 家庭との連携による生徒の健康状態の把握（登校時の検温は行いません。今後も登校前に自宅での健康観察をお願いします）
- 2) 適切な換気の確保
- 3) 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

3. 出欠の取扱について

- 1) 発熱や咽頭痛、咳など普段と異なる症状がある場合には自宅で休養するなど、無理をして登校することのないようご協力をお願いします（この場合は原則病欠の扱い）
- 2) 医療機関が発行する感染の証明としての検査結果や陰性証明は必要ありませんが、出席停止期間の確認として「新型コロナウイルス罹患・回復証明書」の提出をお願いします（様式は本校ホームページ・事務室）
- 3) 感染不安による欠席は届出欠席となりますが、合理的な理由があると校長が判断した場合は、配慮する場合があります。

症状・疾患名	扱い	出席停止の期間など
普段と異なる症状 (発熱や咽頭痛、咳等)	届出欠席	休養が必要な間
新型コロナウイルス	出席停止	○発症後5日間経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで ○無症状の場合は検体採取の日から5日を過ぎるまで